

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【浸出液水質検査】  
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

	採取日	2020年10月7日
	採取場所	余水吐
	検査結果收受日	2020年11月13日
	浸出液の処理設備における 排水基準等に係る水質検査 (廃掃法規則12条の7の2 第8号の二) (最終処分省令1条2項14号のハ(1)) (維持管理基準省令1条3号のロ) (頻度:1回/年)	アルキル水銀化合物
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		<0.0005
カドミウム及びその化合物		<0.001
鉛及びその化合物		<0.005
有機磷化合物(パラチオン、 メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNIに限る)		<0.01
六価クロム化合物		<0.01
砒素及びその化合物		<0.005
シアン化合物		<0.01
ポリ塩化ビフェニル		<0.0005
トリクロロエチレン		<0.001
テトラクロロエチレン		<0.001
ジクロロメタン		<0.001
四塩化炭素(※1)		<0.0002
一・二・ジクロロエタン(※1)		<0.0002
一・一・一・ジクロロエチレン		<0.001
シス一・一・二・ジクロロエチレン		<0.001
一・一・一・トリクロロエタン		<0.001
一・一・一・二・トリクロロエタン(※1)		<0.0002
一・三・ジクロロプロペン(※1)		<0.0002
チウラム		<0.0005
シマジン		<0.0003
チオベンカルブ		<0.002
ベンゼン		<0.001
セレン及びその化合物		<0.001
ほう素及びその化合物		8.3
ふつ素及びその化合物		1.3
一・四・ジオキサン		<0.005
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		<0.01
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		<0.5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		<0.5
フェノール類含有量		<0.01
銅含有量		<0.01
亜鉛含有量		0.01
溶解性鉄含有量		<0.01
溶解性マンガン含有量		<0.01
クロム含有量		<0.01
大腸菌群数(日平均)個/cm <sup>3</sup>		<30
燐含有量(最大(日平均))		<0.01(0.01)
ダイオキシン pg-TEQ/l		0.000025

(※1)四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペンの4項目について、2014年10月より報告下限値を0.0001mg/lから0.0002mg/lに変更した。